

1

2

3

沖縄県配偶者等からの暴力防止及び 被害者支援基本計画 改定版 (案)

5

6

7

8

9

10

11

12

13

施策の内容

14

15 **基本目標 1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進**

16 **基本目標 2 被害者の保護のための体制整備**

17 **基本目標 3 被害者の自立を支援する環境整備**

18 **基本目標 4 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働**

基本目標 1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

配偶者等からの暴力を防止するためには、配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識させることが重要です。そのために、地域及び学校を含めた社会全体で配偶者からの暴力を根絶するための人権教育や広報活動の取組が必要です。

(1) 人権教育・啓発活動の推進

【現状】

○中・高校生への講習会の実施

中・高校生を対象に、親しい間柄にある男女間の暴力等に対する認識、対処法、その防止に関する講習会等を行っている。

○人権教育の指導体制や校内研修の充実

人権教育の全体計画の作成や人権を考える日の設定等、組織的・計画的な人権教育の充実に努めている。

○人権教育の指導者

人権教育指導者研修会を実施し、人権教育における指導者等の資質向上に努めている。

○一般県民に対する広報啓発の実施

一般県民に対し、講演会や講習会等への参加呼びかけ、リーフレットの作成・配布等により配偶者等からの暴力の防止に関する広報啓発を行っている。

【課題】

○若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

○人格を尊重し合う教育、啓発

社会の中で、配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を深め、男女互いに人格を尊重し合う教育や啓発を実施していく必要がある。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
①人権教育の充実	学校及び社会教育に係る関係者（PTA、青年会、女性会、子ども会等）を対象に人権教育指導者研修会を行い、人権意識の高揚を図り、指導者の実践力向上を努めるとともに、生命（いのち）の安全教育の取組を推進し、幼児・児童・	教育庁 生涯学習振興課 義務教育課 （市町村教育委員会） 県立学校教育課

	生徒の発達の段階を踏まえた人権教育の充実に努めます。	保健体育課
② 多様な広報啓発の実施	「だれも被害者、加害者、傍観者にならないため」また「配偶者等からの暴力が自分の身近にある重大な人権問題であること」を広報誌やリーフレット、パンフレットの配布等により、広報啓発を行うとともに、講演会や講習会等を開催します。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課 警察本部 人身安全対策課
③ 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	シンポジウム、講演会等の開催や、リーフレットの作成及び配布、テレビやラジオの活用等により、「どのようなことでも配偶者等からの暴力は許さない」という意識の醸成を図ります。	警察本部 人身安全対策課 子ども生活福祉部 女性力・平和推進課

1

2 (2) 地域における活動

3 【現状】

4 ○発見・介入の困難性

5 配偶者等からの暴力は、家庭内で行われるため外部からの発見・介入は困難である。
6

7 ○被害者支援に携わる人々

8 地域における被害者支援に携わる関係者等に研修等を行い、資質の向上を図っている。
9

10 ○市町村基本計画策定の努力義務化

11 2007(平成19)年の配偶者暴力防止法の改正により、市町村における基本計画の策定が努力義務とされた。2023(令和5)年4月1日現在、基本計画を策定している市町村は、11市4町となっている。
12
13
14

15 【課題】

16 ○配偶者等からの暴力を許さない社会づくり

17 配偶者等からの暴力を許さない社会の実現のためには、地域において、配偶者等からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を深める取組を行う必要がある。
18
19
20

21 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
① 支援者への研修の充実	研修内容を充実するとともに、関係者が必要な研修の機会を得られるよう十分配慮します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)

②市町村の取組	<p>市町村は、基本計画を策定し、地域に根ざしたきめ細かな支援を行うことが求められています。</p> <p>市町村は、県や関係機関とも連携し、被害者に最も身近な行政主体として、施策を推進することが必要です。</p> <p>なお、県においては、市町村基本計画の策定が円滑に進むよう、市町村に対する必要な情報提供や助言に努めます。</p>	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
③民生委員・児童委員、人権擁護委員等の活用	<p>地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員等に対し、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりに関する啓発資料等の配布や研修等を実施し、地域からの意識醸成、広報啓発を推進します。</p>	子ども生活福祉部 福祉政策課 女性力・平和推進課 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)

1

2 **(3) 加害者対策への取組**3 **【現状】**

4 ○県民への意識調査

5 2004(平成16)年度に実施した「家庭内での暴力に関する意識等に関する調査」に
6 おいて、加害者への教育及び未然防止のための予防教育の必要性があるとの考えが
7 多く示された。

8

9 **【課題】**

10 ○加害者対策

11 被害者をなくすためには、加害防止のための予防教育や加害者に対する取組が必
12 要である。

13 加害者の更生のための指導等は、人材の育成や施設など実施体制の整備に多くの
14 課題がある。

15

16 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
①加害防止のための広報啓発・教育等	だれも加害者にならないため、講演会やリーフレットの作成等の広報啓発を行うとともに、特に若年者層に対し、学校現場での予防教育に努めます。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課 教育庁 義務教育課 (市町村教育委員会) 県立学校教育課

②加害者更生 相談窓口の整備	加害者が、自らの暴力の責任を認識し、変わる意思を持っている場合に、その相談に適切に対応する窓口を整備します。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
③加害者更生 のための指導 等に関する検討	加害者更生のための指導について、加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築を検討します。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課

1

1 基本目標 2 被害者の保護のための体制整備

2 被害者や同伴家族の安全確保は最優先事項です。また、被害者への対応に当たって
3 は、特別な配慮が必要になります。

4 配偶者暴力相談支援センター、警察、市町村等は連携及び協力して被害者からの相
5 談や一時保護に当たっていますが、県、市町村及び関係機関等は、更にその機能を充
6 実するとともに、一層の体制整備を行う必要があります。
7

8 (1) 発見・通報

9 【現状】

10 ○家庭内での暴力

11 配偶者等からの暴力の多くは、家庭という閉ざされた空間で行われることから、周
12 囲がその実態に気付きにくいという現状がある。

13 ○配偶者からの暴力と児童虐待

14 子の目の前で配偶者に対する暴力が行われることによる心理的外傷や、子
15 どもが直接、暴力の対象となっている場合もある。

16 ○打ち明けられない被害者

17 被害者の側にも「自分にも悪いところがあると思った（反省した）」「相談するほ
18 どのことではないと思った」等の理由により、被害を誰かに打ち明けることをしない
19 者も多い。

20 ○一般県民への周知

21 県では、配偶者暴力相談支援センター等の連絡先を記載したリーフレット等を作
22 成し、いろいろな機会を利用して県民に配布し、通報先の周知を図っている。

23 ○警察への通報についての啓発活動

24 警察においては、県等からの要請に応じて講演会等に職員を派遣し、配偶者暴力事
25 案に係る、110番受理時の対応、警察での取り扱い状況や役割についての啓発活動
26 を行っている。また、配偶者暴力防止法の概要、警察における相談窓口等を記載した
27 リーフレットを作成・活用し、広報啓発活動に活用している。

28 ○通報を受けた場合のセンターの対応

29 配偶者暴力相談支援センターは、通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者へ同
30 センターの業務について情報提供してもらうよう協力を求め、被害者には、必要に応
31 じ保護を受けることを勧めている。
32

33 【課題】

34 ○被害者発見と救済・支援への橋渡し

35 被害者が更に暴力を受けることから救済し、適切な支援や保護に繋げるために、一
36 般県民や被害者を発見しやすい立場にある医療関係者等に対して、配偶者暴力相談
37 支援センター又は警察に通報することについて周知を図るとともに、被害者支援の
38 ための関係機関について情報提供を積極的に行う必要がある。

1 ○児童虐待との連携強化

2 配偶者からの暴力と児童虐待は密接に関連するものであることから、児童相談所、
3 学校、保育所等の関係機関における早期発見と支援の充実が必要である。

4

5 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
① 通報についての啓発活動	配偶者暴力相談支援センター等の連絡先を記載したリーフレット等を作成及び活用し、被害者の発見と通報についての啓発を行います。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
② 民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ	地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員等に対し、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりに関する啓発資料の配布や研修等を実施し、地域からの被害者の発見や通報についての協力を求めます。	子ども生活福祉部 福祉政策課 女性力・平和推進課 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)
③ 医療機関等との連携・協力	配偶者暴力防止法第6条の趣旨を踏まえ、リーフレットを配布し、医療関係者が被害者の発見、通報において積極的な役割を果たすことができるように支援します。また、医療機関等が組織的に取り組めるような支援を行うとともに、当該機関との連携及び協力を図ります。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 女性力・平和推進課 保健医療部 保健医療総務課 医療政策課 病院事業局 県立病院課
④ 児童虐待、高齢者虐待相談窓口との連携	児童虐待や高齢者虐待等、家庭内における暴力の問題を取り扱う各相談機関(児童相談所、市町村福祉担当課、地域包括支援センター等)と連携し、被害者の早期発見に努めます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 高齢者福祉介護課
⑤ 教育機関等との連携	児童生徒の置かれている環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整等を行うスクールソーシャルワーカーを活用し、効果的な支援が行えるよう配慮します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 教育庁 義務教育課 (市町村教育委員会) 県立学校教育課

⑥ 通報への対応	<p>通報を受けた場合には、通報者に被害者の意思の確認や配偶者暴力相談支援センターの業務内容について情報提供してもらうよう協力を求めるとともに、被害者からの相談に応じ、関係機関との連携を図りながら、状況に応じた適切な支援を行います。</p> <p>また、加害者に対し通報者の氏名等が知られないよう、その取扱いには、十分注意をします。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)</p> <p>警察本部 人身安全対策課</p>
----------	--	--

1

2 (2) 相談体制・対応の充実

3 【現状】

4 ○県内における配偶者暴力相談支援センターの状況

5 配偶者暴力相談支援センターは、被害者の相談及び保護を行う中心的な役割を果たす施設である。2023（令和5）年4月現在、沖縄県においては、沖縄県女性相談所
6 （沖縄県配偶者暴力相談支援センター）のほか、北部福祉事務所（北部配偶者暴力相談支援センター）、中部福祉事務所（中部配偶者相談支援センター）、南部福祉事務所
7 （南部配偶者相談支援センター）、宮古福祉事務所（宮古配偶者暴力相談支援センター）及び八重山福祉事務所（八重山配偶者暴力相談支援センター）がその機能を担
8 っている。また、市部においては、豊見城市に配偶者暴力相談支援センターが設置さ
9 れている。また、市部においては、豊見城市に配偶者暴力相談支援センターが設置さ
10 れている。また、市部においては、豊見城市に配偶者暴力相談支援センターが設置さ
11 れている。また、市部においては、豊見城市に配偶者暴力相談支援センターが設置さ
12 れている。

13 ○相談受付日

14 沖縄県配偶者暴力相談支援センターは、緊急保護については24時間体制で対応し
15 ている。

16 相談受付については、平日は来所及び電話による相談を行っている。また、土日祝
17 日（年末年始を除く。）は沖縄県配偶者暴力相談支援センターにおいて、日中の電話
18 相談を行っている。

19 ○相談窓口の周知状況

20 配偶者からの暴力により、被害者が孤立し、支援情報の入手機会が制限されていた
21 り、暴力が重大な人権侵害であるという認識の不足のため相談に至らない場合も多
22 い。

23 ○市町村における取組

24 被害者からの相談を受けるための職員として全11市において婦人相談員を配置し
25 ている。

26 なお、配偶者暴力相談支援センターは市町村においても設置するよう努めること
27 とされているが、豊見城市のみとなっている。

28 ○警察における相談、支援

29 警察では、各警察署、交番や駐在所において被害者からの相談に応じている。ま
30 た、警察本部及び各警察署に配偶者暴力・ストーカー事案担当者等を指定し、体制を
31 強化している。

1 配偶者等からの暴力被害の相談を受けた時は相談者の意思に沿って、加害者の検
2 挙や指導警告を行っている。また、事案に応じ、被害者に被害届の提出を促したり、
3 防犯指導や保護命令制度の教示、関係機関へ引継するなど各種支援措置を行ってい
4 る。

5 ○人権擁護委員会における相談・支援

6 沖縄県人権擁護委員連合会においては、専用電話「女性の人権ホットライン」を設
7 置し、被害者からの相談に対して、各援助機関に関する情報提供や配偶者暴力相談支
8 援センター及び警察等への通報及び当該機関へ相談者を帯同する等の支援を行って
9 いる。

10 ○「被害者支援」その職務の特殊性

11 相談窓口には、加害者からの問合せや威嚇行為もある。

12 また、被害者を直接支援する相談員等においては、その職務の特殊性から、相談員
13 自身が無力感を感じてそれまでの関わりに興味を持てなくなったり（バーンアウト、
14 燃え尽き）、深刻な被害状況を聞く中でいわゆる「代理受傷」を体験することがある。

15
16 **【課題】**

17 ○配偶者暴力相談支援センターの更なる確保

18 離島を抱える本県において、被害者の相談及び保護に迅速に対応するためには、同
19 センター機能を担う施設の更なる確保が課題となっている。

20 ○配偶者暴力相談支援センターの機能

21 配偶者暴力相談支援センターが機能を果たすためには、市町村や他の関係機関と
22 の速やかな連絡と緊密な連携等及び協力が求められる。

23 ○安全確保対策及び職員のメンタルヘルスケア

24 被害者及び被害者が同伴した児童等のもとより、対応する職員についても安全確
25 保対策に十分配慮する必要がある。

26 また、相談担当職員のメンタルヘルスケアも必要とされている。

27
28 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
① 沖縄県配偶者暴力相談支援センターの機能強化	心理療法担当職員による被害者の心理的ケア、精神科嘱託医師による「こころの相談」、弁護士による「法律相談」等を実施するとともに、施設の警備体制の充実や関係機関との連携による被害者の自立支援を強化するほか、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務への対応にも力を注ぐよう努めます。 また、県と今後設置される市町村の配偶者暴力相談支援センターの中心施設として、これら相互の連携を図り、その機能が十分に発揮できるよう努めます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)

②配偶者暴力相談支援センターの充実	離島及び遠隔地を含む県内全域における被害者の相談及び保護に迅速かつ的確に対応するため、配偶者暴力相談支援センターにおいて、その機能を果たすことができるよう、組織及び支援体制の充実を図ります。	子ども生活福祉部 福祉政策課 (福祉事務所) 青少年・子ども家庭課
③市町村における相談体制の整備	住民にとって最も身近な行政主体である市町村のDVに関する相談窓口の明確化、相談員の配置や配偶者暴力相談支援センターの設置等を促進するため、これを検討する市町村に対して、職員の研修や相談業務へのアドバイス等の支援を行います。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)
④婦人相談員の活用	婦人相談員は、被害者の立場に立って、被害者自らが選択、決定し、共に問題解決が図られるよう、必要な情報提供、助言、自立の促進、保護命令制度の利用、関係機関との連絡調整等の業務について中心的な役割を担うものであるため、各種の援助が的確に実施されるよう、その活用を図ります。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)
⑤相談機関の相談しやすい環境の整備	リーフレット等の活用による配偶者暴力相談支援センター等相談窓口の周知、被害者が利用しやすい相談の受付時間の設定等の推進及び身近な行政主体としての市町村窓口の設置の促進に努めます。また、相談に関しては迅速・円滑な支援、対応が図られるよう関係機関との連携を図ります。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)
⑥相談・支援指針等の活用	被害者から相談を受ける際の基本姿勢、支援のあり方等について、国において策定される相談・支援指針等を活用し、相談・支援の質の向上に努めます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)
⑦職務関係者への研修	被害者からの相談に直接対応する婦人相談員や、市町村担当者、その他職務関係者に対し、配偶者等からの暴力の特性や被害者の立場を理解するための研修、不適切な対応による二次的被害の防止のための体系的な研修を実施し、人材の育成及び資質の向上に努めます。 また、研修の場においては、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実践的な知識や留意点、関連する法制度について幅広く情報を提供します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所) 女性力・平和推進課

⑧ 警察における適切な対応の徹底	被害者からの相談に対応する職員や、配偶者暴力・ストーカー事案担当者等に対し、相談を受けるときの基本姿勢、配偶者等暴力事案の特性等及び相談、援助措置の申出を受けたときの適切な対応等について研修を行います。	警察本部 人身安全対策課
⑨ 相談担当職員のメンタルヘルスケア	相談担当職員に対して、嘱託医師や外部の専門家が助言や指導を行うスーパービジョンの実施や、相談員同士の相談（ピアカウンセリング）の実施等を通して職員のメンタルヘルスケアの充実に努めます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 （女性相談所）

1

2 (3) 一時保護体制・対応の充実

3 【現状】

4 ○一時保護委託先は県内6か所

5 本県においては、被害者及びその同伴する家族の一時保護は、沖縄県女性相談所が
6 自ら又は委託により実施している。一時保護委託先としては、2023（令和5）年度現
7 在、県内にある民間施設と社会福祉施設の計15か所（本島内8か所、先島7か所）
8 である。

9 2022（令和4）年度において、沖縄県女性相談所が一時保護した者は計106名（被
10 害者48名、同伴児童・者58名）、そのうち委託による保護は20名（被害者7名、同
11 伴児童13名）であった。

12 ○離島・遠隔地の緊急時対応

13 沖縄県女性相談所のほか、本島北部や宮古、八重山の離島・遠隔地においても、緊
14 急の場合24時間体制で被害者を受け入れる体制を採っている。

15 ○入所者（被害者）の安全と安心の確保を第一に

16 一時保護に当たっては、入所者の心身の健康状態を踏まえ、適切な処遇の提供を行
17 うとともに、入所者が安心して一時保護期間を過ごせるよう安全確保に努めている。

18 ○被害者と同伴児の一時保護

19 2022（令和4）年度、沖縄県女性相談所においては、被害者（48名）と同伴児童
20 （54名）を一時保護している。中には、5～6名の児童を伴う被害者もあり、その
21 年齢も多様である。

22 2022（令和4）年度、においては、同伴児童の約2/3は乳幼児であった。

23 沖縄県女性相談所においては、児童指導員を配置して同伴児童への対応に当たっ
24 ている。

25 また、2020（令和2）年度から児童コーディネーターも配置し、各関係機関と児童
26 支援について対応している。

27 ○一時保護所退所後の状況

28 沖縄県女性相談所一時保護所を退所した後も被害者の中には、心身の回復や就業
29 の問題等を抱えている者もいる。

1 また、一時保護所退所後に「もう一度やりなおしたい」、「もう一度よく相談
2 したい」や「夫の行動が治るかもしれない」などの理由により元の住居（配偶者
3 宅）へ帰宅した者は48名中10名（20.8%）となっている。

4
5 **【課題】**

6 ○保護の実施体制の拡充と移送の安全

7 離島及び遠隔地における保護の実施体制の拡充とともに、一時保護委託先から沖
8 縄県女性相談所等への移動（移送）に当たり、被害者の安全確保にも十分な配慮が必
9 要である。

10 ○被害者の入院先の確保

11 一時保護該当者で精神的に不安定な者等については、治療が受けられる入院先の
12 確保等が課題となっている。

13 ○児童への学習指導、こころのケア

14 一時保護期間中の学習指導体制の充実や、PTSDの症状を呈する児童もいるこ
15 とから、こころのケア等、同伴児童への適切な対応が求められている。

16 ○退所時期までの支援

17 一時保護期間内において、将来の生活設計や他施設への入所のめどがない場合の
18 対応が課題である。

19 ○多様な一時保護委託先の確保

20 被害者の国籍、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保、
21 受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うことが必
22 要である。

23
24 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
①一時保護委託先の十分な確保	一時保護件数の増加や被害者の多様な状況に対応するため、また、本県の地理的特性を踏まえ、緊急時の迅速かつ的確な対応を可能とするため、民間施設の開設に向けた働きかけを行い、一時保護委託先の十分な確保に努めます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)
②緊急時における安全の確保	緊急時においては、必要に応じ配偶者暴力相談支援センター、市町村等は相互に連携をとり、一時保護所（又は委託先）が近隣にない等の事情により、直ちに一時保護所（委託先）への移送が困難な被害者について、民間の宿泊施設を提供する等の安全の確保を行います。 その際、被害者が加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察との連携を図って、被害者の保護を図ります。実	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)

	<p>施にあたっては、関係機関の間で連絡体制や対応についてあらかじめ協議を行います。</p> <p>また、被害者にとって身近な行政主体である市町村での積極的な実施の促進を支援します。</p>	
③ 移送体制の確保	<p>休日や夜間における緊急保護、離島及び遠隔地からの一時保護等について、安全な移送が実施できるよう、必要に応じ福祉事務所、市町村担当課等と連携し、移送体制を確保します。その際、被害者が加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察と連携し、被害者の保護を図ります。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)</p> <p>警察本部 人身安全対策課</p>
④ 広域連携の推進	<p>被害者の実情に即して、被害者を県外へ送り出したり県外から受け入れるに当たっては、広域措置手続等が円滑に行えるよう、必要に応じた同行支援及び他都道府県との情報交換に努めます。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)</p>
⑤ 一時保護機能の充実	<p>一時保護については、被害者や同伴者児童等生徒の実情を踏まえ、居室の個室化や保育室、学習室の確保等施設機能の充実強化に努めます。また、生活指導員や夜間における宿直職員の配置等についても配慮し、一時保護機能の充実に努めます。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)</p>
⑥ 医療機関との連携	<p>精神的に不安定な状態にある被害者等、医療が必要な者については、入院治療や服薬、その他医学的判断による支援が確保されるよう医療機関との連携に努めます。</p> <p>また、その一時保護についても、医療機関と連携の下、受入れ体制の充実に努めます。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)</p>
⑦ 同伴児童生徒への対応	<p>同伴児童生徒に対し、児童虐待のアセスメントを行うとともに、適切な支援のために児童相談所との連携を図ります。また、在籍校との連携により、一時保護期間中の児童生徒への学習支援における教材の確保やその他アドバイス、担任教師やスクールカウンセラーによる児童への心理的支援を行います。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)</p> <p>教育庁 義務教育課 (市町村教育委員会) 県立学校教育課</p>

⑧ 被害者の退所時期	被害者の心身の状況等や将来の生活設計の可否を十分配慮しつつ、退所時期を勘案します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)
⑨ 一時保護所退所後の対応	女性相談所による一時保護退所後も、女性相談所での支援が必要な被害者については、支援が途切れることのないよう、必要に応じ来所相談等に応じます。 また、地域で生活を始めた被害者に対し、他の機関に引き継ぐ場合は、当該機関担当者との面接が確実に行われるよう、実質的な引継ぎをします。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)

1

2 (4) 一時保護所退所後の施設における保護

3 【現状】

4 ○婦人保護施設における保護

5 一時保護所退所後、引き続き施設における支援を必要とする被害者については、県
6 内の婦人保護施設（1か所）において保護を実施している。婦人保護施設は、安心で
7 安全な生活の場を提供し、被害者の心身の健康回復を図るとともに、自立支援に向け
8 た取組を行っている。

9 ○児童を伴う婦人保護施設入所者

10 婦人保護施設へ入所してくる者の現状として児童を伴う被害者が多い。

11 ○母子生活支援施設における保護

12 母子である被害者（児童を同伴する者）については、その実情に応じて、母子生活
13 支援施設（県内では3市が設置）を利用する者もある。

14 ○施設退所後の課題

15 入所施設を退所した後も被害者には、心身の回復や就業の問題等、直面する課題を
16 抱えている。

17

18 【課題】

19 ○長期的な支援、個別の支援の提供

20 施設で生活する被害者の中には、その被害の結果、長期にわたって心理的ケアを必
21 要とする者や、これまでに就労経験がないため自立に向けて職業指導を要する者な
22 ど、多くの場合個別の支援を必要としている。

23 ○同伴児童への適切な対応

24 婦人保護施設における同伴児童への適切な対応が課題となっている。

25 ○施設未設置市町村の被害者への対応

26 母子生活支援施設未設置の市町村に在住する被害者においては、施設の活用が図
27 りにくい状況にあるためその対応が課題となっている。

1 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
① 長期保護が必要な被害者に係る検討	<p>一時保護所退所後も施設における支援が必要な被害者については、その支援のあり方について、沖縄県女性相談所と入所施設婦人保護施設、母子生活支援施設）との間で検討を行い、被害者や同伴児童等の実情に応じた十分な支援が提供されるよう努めます。</p> <p>また、入所施設においては、退所後も福祉事務所等の関係機関と連携し、相談、指導等の援助を継続して実施していきます。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 （女性相談所） 福祉政策課 （福祉事務所）</p>
② 福祉事務所、児童相談所等との連携強化	<p>母子生活支援施設などの社会福祉施設への入所が適当である場合、又は被害者の実情により同伴児童を分離して保護する必要がある場合に備えて、日頃の情報交換等により、福祉事務所、児童相談所等との連携を強化します。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 （女性相談所） （児童相談所） 福祉政策課 （福祉事務所）</p>
③ 母子生活支援施設等での支援の充実	<p>母子生活支援施設等において、入所している被害者の処遇の充実が図られるよう、各種研修等を実施します。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p>
④ 母子生活支援施設における広域措置の調整	<p>広域措置が円滑に図られるよう、母子生活支援施設を設置している市及び未設置市町村との連携、調整に努めます。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p>
⑤ 広域連携の推進	<p>都道府県域を超えての施設入所については、広域的な対応が円滑に行えるよう、必要に応じた同行支援及び他都道府県との情報交換に努めます。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 （女性相談所）</p>

2

3 **（５）医学的・心理学的支援**

4 **【現状】**

5 ○暴力が心身に与える影響は多種多様

6 暴力が被害者の心身に与える影響としては、身体的なケガやそれを原因とした機能障害、ストレスによる慢性的身体症状、更には不安抑うつ、PTSD等の精神障害

7

1 や対人関係の不調、感情コントロールの低下といった心理的影響まで様々なものが
2 挙げられる。

3 ○こころのケア、その提供は不十分

4 沖縄県配偶者暴力相談支援センターでは、入所者中心の対応となるため、一時保護
5 所退所後でPTSDやうつ等中長期的支援が必要な被害者に対しては、継続的な支
6 援が困難な場合が多い。

7 ○両親の間の暴力は児童にとって虐待

8 児童の目前で配偶者等に対する暴力が行われることは、児童にとっても心理的虐
9 待となっている。

10 ○自助の力

11 被害者同士が情報を交換し、体験や感情を共有し合う中で、互いの「自助の力」を
12 引き出すことが可能となるといわれている。

13 ○学校等における援助

14 学校等では、被害者が同伴する児童に対し、心理的虐待を考慮し、速やかにスクー
15 ルカウンセラーによる心理学的支援ができるよう適切に対応している。

16

17 【課題】

18 ○複数の機関、職種による支援が必要

19 被害者に対する医学的又は心理学的支援については、被害者の状況に応じて医師、
20 心理療法士、婦人相談員、看護師や保健師等、相談及び保護に関わる職員が連携して
21 行う必要がある。

22 ○支援体制の強化が必要

23 被害者のこころのケアは不十分な状況にあり、今後支援体制の強化が必要とされ
24 ている。

25 ○児童への支援

26 被虐待児童に対するケアという視点からも、被害者が同伴する児童に対して、適切
27 な対応を講じていく必要がある。

28 ○被害者の自助グループは未結成

29 沖縄県においては、被害者の自助グループについては、未だ結成されていない。

30 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
①身体的外傷等の治療に際しての配慮	身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ又はそれが疑われるような外傷等により医療機関への受診があった場合、医療機関においてはその治療と共に通報や援助機関について、相談機関等を記載したリーフレットなどを活用し被害者への情報提供を行います。 また、治療記録や診断書等は暴力が振るわれていたことの証拠となり、後に保護命令の	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所) 病院事業局 県立病院課

	申立て、離婚調停や裁判の際に有効であることについての説明等、配慮した対応を行います。	
②被害者のメンタルヘルスケア	配偶者暴力相談支援センター等被害者の相談に当たる機関においては、精神面でのケアを要する被害者について医療機関や保健所、精神保健福祉センター、市町村等と連携を図り、中長期的ケアを提供するとともに、各相談機関は引き続き相談体制の充実強化に努めます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所) 保健医療部 地域保健課
③医療機関との連携	配偶者暴力相談支援センターは、被害者及びその子どもへ医療機関の紹介等を行います。また、日頃から医療機関との連携を図るとともに、配偶者からの暴力に関する情報の提供を行います。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所) 保健医療部 保健医療総務課 医療政策課
④同伴児童への支援	医学的又は心理学的なケアを必要とする児童生徒については、児童相談所を中心に、児童生徒が通っている保育所、在籍する学校等の機関と連携しながら、学校等における援助についての情報提供を行うとともに、児童の状況に応じて心理療法等の支援を行います。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所) (児童相談所) 教育庁 義務教育課 (市町村教育委員会) 県立学校教育課
⑤自助グループの情報提供、形成や継続に対する支援	地域の実情に応じて、被害者へ自助グループの情報提供を行います。また、グループの形成や継続に対する支援を行います。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)

1
2
3
4
5
6
7
8
9

(6) 外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等多様な背景を持つ被害者、同伴家族への援助

【現状】

○多様な背景を持つ被害者

被害者の属性は、年齢、性別、国籍、障害の有無、セクシュアリティ等について多様である。

2022(令和4)年度の沖縄県配偶者暴力相談支援センターにおける相談受付件数のうち、65歳以上である被害者からの相談は71件、外国語しか話せない(若しくは日

1 本語による会話が十分ではない) 被害者からの相談は7件、心身に障害をもつ被害者
2 からの相談は278件であった。

3 ○被虐待環境にある児童

4 一時保護の現状として、童を伴って保護を求めてくる被害者が多い。そして同伴児
5 童の多くは、暴力を見たり聞いたりしている。時には、家庭において、ネグレクト等
6 の状態にあった児童も、同伴児童として保護される。

7 また、保護には至らないまでも、在宅において、配偶者等からの暴力(両親の間の
8 暴力)を目の当たりにしている児童が多数存在していることも予想される。

9

10 【課題】

11 ○言語、習慣、価値観の違い

12 被害者又は同伴家族が外国人である場合には、言語や習慣、価値観の違いなど通常
13 の相談とは別の問題が浮上することもある。

14 ○その他の相談機関等における対応

15 その他の相談機関等においても、障害を持つ方にとっても利用しやすい設備が求
16 められている。

17 ○障害に応じた配慮

18 被害者又は同伴家族が障害を持つ場合には、障害の種類によって、面談方法などに
19 おいて特別な配慮が必要とされている。また、各種障害福祉サービスも活用する必要
20 がある。

21 ○高齢者福祉サービスの利用検討

22 被害者又は同伴家族が高齢である場合には、一時保護後の生活の場として高齢者福
23 祉施設の利用や、各種高齢者福祉サービスの活用等についても検討する必要がある。

24 ○性の多様性への対応

25 セクシュアリティにかかわらず被害を相談できる環境を整える必要がある。ま
26 た、支援にあたっては、施設利用等における配慮など、セクシュアリティに応じた
27 対応が必要である。

28 ○児童への支援

29 被虐待児童に対するケアという視点からも、被害者が同伴する児童に対して、適切
30 な対応を講じていく必要がある。

31

32 【具体的支援】

施策名	施策の概要	所管部局等
①外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等多様な背景を持つ被害者への配慮	配偶者等からの暴力については、男性、外国人、障害者、性的マイノリティなど多様な被害者がいることについて啓発を行うとともに、その状況や相談内容に応じて、それぞれの被害者の立場に立った適切な対応を行うよう配慮します。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)

② 各種福祉サービスの利用における市町村との連携	被害者が高齢者福祉サービスや障害者福祉サービスの利用を受けるに当たっては、市町村と連携し、必要な支援の提供に努めます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所) 高齢者介護福祉課 障害福祉課
③ 暴力が児童に与える影響についての啓発、児童への支援	児童の目前で配偶者等に対する暴力が行われることが、児童へ重大な影響を与えること、それ自体が児童虐待に相当することについて、被害者や一般県民に対しても啓発を行い、虐待環境からの救出について理解を求めます。また、ケアを必要とする児童については児童相談所を中心として適切な援助を提供します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所) (児童相談所)
④ 教育機関・保育所等における対応	被害者と共に児童生徒が一時保護された場合、それまで通学(所)していた学校、保育所等に加害者が情報を求めて問い合わせることがあります。被害者や配偶者暴力相談支援センター等から依頼があった場合は、被害者及び児童生徒の所在、転出先や転校先等について、加害者へ一切知られることのないよう、適切な対応を徹底します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所) (児童相談所) 教育庁 義務教育課 (市町村教育委員会) 県立学校教育課

1
2

基本目標3 被害者の自立を支援する環境整備

被害者が地域で安心して生活していくためには、その自立支援策が十分に用意されている必要があります。そのため、住宅の確保、就業支援のほか、様々な支援策の充実を図るとともに、被害者が適切に制度を活用できるよう、情報提供と関係機関の連携が必要です。

(1) 住宅確保に関する支援の充実

【現状】

○一時保護所退所後、被害者の自立は14.2%

2022（令和4）年度に、沖縄県女性相談所で一時保護した者（48名）のうち、退所後に自立（アパート等確保、住込就職等）した者は6名（12.5%）であった。なお、実家や縁故者宅へ身を寄せた者が12名（25.0%）、元の住居（配偶者宅）へ帰宅した者が10名（20.8%）であった。

○県営住宅の優先入居

子育て世帯や高齢者世帯、障害者世帯等の住宅確保要配慮世帯と同様に、県営住宅の入居に際し、優先入居の取り扱いをしている。

○民間賃貸住宅等の利用

沖縄県女性相談所では、民間賃貸住宅等の情報について入手し、被害者へ提供している。

【課題】

○自立への第一歩は居住の安定から

沖縄県女性相談所の一時保護所や施設を退所した後、被害者の居住の安定を図ることは、自立支援の基本的な課題である。

○状況に応じた居住地の確保

適切な地域において被害者の居住の安定が確保されるよう、県内市町村と連携していく必要がある。

○入居への配慮

被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、県営住宅への入居について配慮する必要がある。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
① 県営住宅の優先入居	県営住宅の入居者募集にあたり優先入居の対象としています。	土木建築部 住宅課
② 県営住宅の目的外使用	被害者の居住の安定を図りその自立を支援する観点から、県営住宅の一時的な目的外使	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課

	用について、関係機関と適切な連携を図ります。	土木建築部 住宅課
③ 市町村への働きかけ	県内市町村に対し、被害者とその家族を対象とした公営住宅等への優先入居や目的外使用等についての協力を依頼します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 土木建築部 住宅課
④ 民間賃貸住宅の活用に応じた支援	あわせて、配偶者暴力相談支援センターにおいては、生活保護制度や民間の賃貸住宅等に関する情報を収集し、被害者へ提供します。 また、被害者が自立して生活することができるよう住宅確保要配慮者に対するセーフティネット登録住宅の情報提供を行うなど、市町村等との連携を図ります。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課

1

2 (2) 経済的支援の充実

3 【現状】

4 ○被害者の多くは資金面で困窮

5 被害者は、十分な金銭等を所持せず保護される場合が多く、当面の生活費や自立に
6 当たっての資金面で困窮しているケースが多い。

7 ○被害者の課題は多面にわたる

8 沖縄県女性相談所一時保護所や施設等を退所した後、被害者には心身の回復や就
9 業の問題、子育て等について、直面する課題が山積している。

10 ○生活保護制度の実施責任

11 (1) 基本的取扱いについて

12 他に居住地がない限り、居住地がない者と認定し、当該一時保護施設所在地を
13 所管する実施機関（福祉事務所等）が保護の実施責任を負うこと（下記(3)の場合
14 を除く。）。

15 (2) 入所前の居住地について

16 一時保護を受けている者については、女性相談所に確認の上（帰来の可能性が
17 ないものとして）居住地とは認定せず、現所在地保護の例により当該施設所在地を
18 所管する実施機関（福祉事務所等）が保護の実施責任を負う（下記(3)の場合を除
19 く。）。

20 (3) 退所後の居住予定地について

21 入所中に退所後に居住するための住宅が確保されている場合は、他の居住地と
22 みなし、居住地保護の例により当該住宅の所在地を所管する実施機関（福祉事務
23 所等）が実施責任を負うこと。

24 ○各種制度の利用支援

25 配偶者暴力相談支援センターでは、被害者の実情に応じ、生活保護制度や児童扶養

1 手当制度等の情報提供を行うとともに、被害者が制度を利用するに当たっては、福祉
2 事務所等と連携して適切な支援に努めている。

3 ○民間団体による経済的支援

4 保護命令申立てに関する費用や転居のための費用が捻出できない者、アパートを
5 借用し就職したが当座の生活費を確保できない者については、民間団体の資金を活
6 用している。

7
8 **【課題】**

9 ○経済的自立までの各種制度の利用

10 多くの課題を一つずつ解決していかなくてはならない被害者にとっては、直ちに
11 経済的自立を確保することは困難であるため、その実態に応じて、生活保護やその他
12 の制度、民間団体の支援等、経済的支援策を利用しながら、自立を目指していくこ
13 とが必要である。

14
15 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
①生活保護制度の適用に当たっての支援	配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の実情に応じて、生活保護制度の適用についての情報提供及び福祉事務所との連携に努めます。また、被害者が生活保護を受給するため、一時保護所退所後の住宅を新たに確保するに当たっては、被害者の意向を確認の上、安全面や自立に向けたその他の支援策の調整等、慎重に対応します。	子ども生活福祉部 福祉政策課 (福祉事務所)
②児童扶養手当の申請に当たっての支援	児童を同伴する被害者に対しては、児童扶養手当制度について情報を提供します。また、児童扶養手当の事務運営に当たっては、市町村と連携し不用意に母子の居所等を漏らすことがないように、十分な配慮を行います。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)
③その他の手当・貸付金等についての情報提供	児童手当、特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等について、制度及び申請窓口等の情報を提供します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)

16 **(3) 就業に向けた支援**

17 **【現状】**

18 ○相談者に占める専業主婦、無職の者の割合

19 2022(令和4)年度に沖縄県配偶者暴力相談支援センターにおいて来所相談のあつ
20 た175名中、62名(35.4%)は専業主婦、無職の者であった。

21

1 ○厳しい雇用環境

2 2022（令和4）年の沖縄県の雇用情勢は、完全失業率が3.2%、有効求人倍率は0.98
3 倍となっている。

4 ○婦人保護施設利用者の就業支援

5 婦人保護施設に入所して自立支援を受けている被害者においては、各種技能の習
6 得は安定した就業の必要条件である。

7 ○職業訓練関連施設における職業訓練

8 県内の各職業訓練関連施設では、就業のために必要な技能を身に付けようとする
9 者を対象として、各種職業訓練を行っている。また、一定の条件を満たし、公共職業
10 安定所長の受講指示を受けて訓練を受講する場合は、訓練期間中、手当が支給され
11 る。

12 ○母子家庭等就業・自立支援センターの利用

13 沖縄県母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、被害者（夫の暴力により家
14 出している事例などで、婚姻の実態は失われているがやむを得ない事情により離婚
15 の届出を行っていないもの等）についても利用対象者として、就業相談や就業支援講
16 習会等を実施している。

17

18 【課題】

19 ○技能の習得、就業先の確保

20 被害者が、その後自立して生活していくためには、就業し、安定した収入を得てい
21 くことが必要であり、就業のための技能の習得や就業先の確保は大きな課題である。

22 ○被害者に対する一層の支援

23 様々な事情を抱えながら自立を目指す被害者に対しては、就業に向けた一層の支援
24 が必要である。

25 ○就業に向けた保育の提供

26 婦人保護施設に乳幼児を同伴して入所している被害者においても、技能習得及び就
27 業中の保育の確保が課題となっている。

28 ○就業支援策の活用

29 労働部門、福祉部門にまたがって存在する各種就業支援策を有効に活用するため
30 には、被害者への適切な情報提供が必要である。

31

32 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
①職業相談、職業紹介、職業訓練等の活用	被害者の自立支援を行う機関（福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、福祉施設等）においては、被害者の職業相談、職業紹介、職業訓練に関して、ハローワーク（公共職業安定所）や各職業訓練関連施設、沖縄県母子家庭等就業・自立支援センターについての情報提供と助言を行い、就業に向けた支援に努めます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課

	<p>被害者の様々なニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点を活用し、生活から就職までをワンストップで支援します。</p> <p>また、公共職業訓練施設においては、被害者の早期就職を促進するため、施設内訓練に加え、民間教育訓練機関等を活用した公共職業訓練を実施するとともに、被害者一人一人の状況に応じた就業支援に積極的に取り組みます。</p>	<p>商工労働部 雇用政策課</p> <p>労働政策課</p>
② 婦人保護施設等における就業支援の充実強化	<p>施設における保育機能の強化、地域の保育所の活用等により、被害者の技能習得期間や就業中の児童の保育を確保します。また、被害者の状況に応じて、就業に関する相談や外部講習会等への参加を援助する等、段階的な就業支援に努めます。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p>
③ 身元保証人の確保	<p>女性相談所、母子生活支援施設及び婦人保護施設の退所者に対し、就職時の身元保証人の確保をするための支援をします。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p>

1

2 (4) 子育て支援

3 【現状】

4 ○母子で自立を目指す被害者

5 被害者には、児童を同伴して保護される者、又は母子世帯として新たな生活を始め
6 ようとする者も多い。

7 ○制度の情報提供

8 予防接種法や母子保健法に関する情報提供を行っている。

9

10 【課題】

11 ○仕事と育児の両立支援

12 被害者が児童を同伴している場合において、仕事と育児の両立や、個別的な事情に
13 より子育て支援を必要とする者に対しては、適切な保育サービス、子育て支援を提供
14 する必要がある。

15 ○市町村等との連携

16 市町村や関係機関との緊密な連携が必要である。

17

18

1 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
① 保育所の優先入所の利用促進	被害者が安心して就労や求職活動が行えるよう、母子家庭等の児童に対する保育所の優先入所等について情報提供を行い、利用促進を図ります。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
② 子育て短期支援事業の利用促進	被害者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や、緊急に一時保護を必要とする場合等において、子育て短期支援事業（児童を短期間預かるショートステイ、トワイライトステイ等）について情報提供を行い、利用促進を図ります。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
②ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進	母子家庭等において一時的に育児、家事等の支援を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣して世帯を支援するひとり親家庭等日常生活支援事業について、被害者に対して情報提供を行い、利用促進を図ります。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
④ 母子に対する各種福祉サービスの情報提供	子どもとともに生活する被害者に対して、住民票の異動をしていなくても受けられるサービス（予防接種等）について、情報を提供します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課

2

3 **（５）児童の就学についての支援**

4 **【現状】**

5 ○一時保護所における学習支援

6 沖縄県女性相談所一時保護所においては、一時保護期間中の学齢児童に対して、児童指導員やボランティアによる学習支援を行っている。

8 一時保護所は、緊急避難及び一時的な滞在を目的としているため、被害者が学齢児童を同伴している場合でも、一時保護所から通学することは想定していない。

10 ○住民票の異動のない転校手続

11 被害者が同伴する児童については、事情に応じて、住民票の異動がなくても転校手続が取れるよう、教育機関において対応している。

13

14 **【課題】**

15 ○就学の確保に対する被害者の不安

16 学齢児童を同伴する被害者は児童の就学の問題、転校を要する場合の手続等について不安を抱いている。

17

1 ○教育機関等との協力

2 被害者の保護と自立を支援する上で、同居する児童の就学に関する問題に当たっ
3 ては、教育委員会及び学校の理解と協力が不可欠である。

4 ○加害者の学校等への訪問

5 加害者が、被害者及びその同伴児童生徒の所在を訪ねて、児童の通学する学校等を
6 訪れることも想定される。

7

8 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
① 一時保護期間中の学習支援	被害者等が保護されている情報の管理に配慮した上で、児童の在籍する学校との連携を図るとともに、複数の学習ボランティアを確保し学習機会を増やすなど、同伴児童への学習支援を充実します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)
② 教育機関等における対応	各教育機関等においては、被害者とその同伴児童生徒の置かれた状況について理解し、個々の事情に応じて、住民票の記載がなされていない場合であっても、就学の機会が確実に確保されるようにし、住民票の異動がない場合の転校手続等についても適切に対応します。また、加害者に児童生徒の在籍、転校先や居住地等の情報を一切知られないよう適切に管理します。 さらに、子どもに対する接近禁止命令が発令され、被害者からその旨の申出があった場合には、学校等において適切に対応します。	教育庁 義務教育課 (市町村教育委員会) 県立学校教育課

9

10 **(6) 国民年金の加入手続等における支援**

11 **【現状】**

12 ○第3号被保険者から第1号被保険者へ

13 被害者が、それまで加害者の収入により生計を維持しており、国民年金の第3号被
14 保険者であった場合、当該被害者が加害者の収入により生計を維持しなくなったと
15 きは、第3号被保険者から第1号被保険者となる手続が必要である。

16 ○市町村等への同行支援

17 配偶者暴力相談支援センターにおいては、国民年金に関する手続について、被害者
18 へ情報提供するとともに、被害者の実情に応じて市町村窓口等へ同行する等の支援
19 を行っている。

20

1 **【課題】**

2 ○市町村の理解と協力

3 当該手続が円滑に行われるためには、配偶者等からの暴力被害とその支援に対す
4 る市町村担当課の理解と協力が不可欠である。

5
6 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
① 制度に関する情報提供及び手続についての支援	加害者から逃れ、国民年金に加入する被害者に対し、制度に関する情報を提供します。また、配偶者暴力相談支援センターにおいては、手続等について支援を行います。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
② 国民年金の加入手続等における市町村との連携	被害者の国民年金加入手続が円滑に行われるよう、市町村と連携を図ります。また、市町村に対し、手続に当たって、加害者に情報が漏れることのないよう配慮を求めます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課

7
8 **(7) 医療保険の加入手続等における支援**

9 **【現状】**

10 ○被害者からの申出による手続

11 被害者（被扶養者）が加害者（被保険者）の加入する医療保険の被扶養者等から外
12 れる必要が生じた場合、公的機関から発行された配偶者等からの暴力等を理由とし
13 て保護した旨の証明書を添付することにより、被害者（被扶養者）自身の申出によっ
14 ても手続が可能となっており、その後、被害者は新たに国民健康保険等に加入するこ
15 とができる。

16 ○被害者に係る国民健康保険の保険料、一部負担金の取扱い

17 被害者が保険料や一部負担金の支払いが困難であると認められる場合に
18 は、個々の実情に応じて保険料や一部負担金の減免、又はその徴収猶予を行
19 うことが可能である。

20 ○第三者行為による傷病についての取扱い

21 被害者は、加害者（第三者）から損害賠償を受けるまでは保険医療機関において被
22 保険者証を提示すれば、一般の被保険者と同様、保険診療による受診が可能である。

23 ○被害者に係る医療費通知の取扱い

24 被害者は、受診した医療機関から被害者等の住所が加害者である配偶者に知られ
25 ることのないよう、保険者に医療費通知の変更等を申し出ることができる。

26 ○市町村等への同行支援

27 配偶者暴力相談支援センターにおいては、医療保険に関する手続について、被害者
28 に情報提供するとともに、市町村窓口等への同行を支援している。

1 **【課題】**

2 ○**保険給付の確保が必要**

3 被害者は、暴力による外傷以外の負傷や、疾病の治療のためにも、保険給付を受け
4 る必要がある。

5 ○**市町村の理解と協力**

6 当該手続が円滑に行われるためには、配偶者等からの暴力被害とその支援に対す
7 る市町村担当課の理解と協力が不可欠である。

8

9 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
① 制度に関する情報提供及び手続についての支援	加害者から逃れ、新たに医療保険に加入する被害者に対し、制度に関する情報を提供します。また、配偶者暴力相談支援センターにおいては、手続等について支援を行います。 また、医療保険のうち国民健康保険について、保険者（市町村及び国民健康保険組合）に対し、制度に関する周知を図ります。	保健医療部 国民健康保険課 青少年・こども家庭課（配偶者暴力相談センター）
② 医療保険の加入手続等における医療保険者との連携	被害者の医療保険加入手続が円滑に行われるよう、医療保険者（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保、国保組合）と連携を図ります。また、医療保険者に対し、手続に当たって、加害者に情報が漏れることのないよう配慮を求めます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 （女性相談所）

10

11 **（8）プライバシーの保護**

12 **【現状】**

13 ○**話すための勇気**

14 被害者が自分の体験を話すことは、加害者へ知られることへの不安や世間体の心
15 配などと葛藤しながら、大変な勇気を必要とするものである。

16 ○**関係機関相互の情報の共有**

17 複数の関係機関が一人の被害者の支援に携わる場合、各支援策を効果的に利用す
18 るためには、関係機関の情報の共有は重要である。

19 ○**住民基本台帳等の閲覧の禁止**

20 被害者を保護するための措置として、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の
21 写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付については、加害者からの請求等に対し
22 て交付又は閲覧させないことができるようになっている。

23 ○**加害者による捜索からの保護**

24 加害者が逃げた被害者を捜索し、発見された場合には、更に暴力が加えられること
25 も予測される。

26

1 **【課題】**

2 ○本人への確認

3 相談員や関係者は、援助の際に知った事実について、本人に断りなく口外すること
4 があってはならない。

5 ○細心の注意

6 関係機関においては、援助活動上知り得た個人のプライバシーの取扱いに関して
7 は、細心の注意を払う必要がある。

8 ○加害者以外の者による閲覧

9 現状においては、住民基本台帳等の閲覧については、例えば被害者が借金をして
10 いた場合の債権者等、閲覧制限がない者もある。被害者の情報が、それらの者から
11 加害者へ漏れることも危惧される。

12 ○関係機関における対応

13 被害者本人の意向を確認の上、被害者の所在、同伴する児童の通学する学校等の情
14 報が加害者に知られることがないように、関係機関は適切な対応に努めなくてはなら
15 ない。

16

17 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
① プライバシー保護の徹底	被害者を直接的又は間接的に支援する立場にある関係機関において、被害者のプライバシーの保護について、徹底して注意を払います。また、関係機関との連携に当たっても、情報の提供については本人の同意を得ることを原則とします。	関係各課（関係機関）
② 住民基本台帳の閲覧制限についての周知等	配偶者暴力相談支援センター及び被害者の支援に当たる関係機関においては、申出により住民基本台帳等の閲覧制限措置を求めることができることについて、被害者へ情報提供します。また、市町村に対して、加害者に対する閲覧制限や、その他の者からの閲覧申請については、請求事由の厳格な審査及び目的以外の使用の禁止について周知を徹底するなど、適切な対応を求めます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 （女性相談所） 企画部 市町村課

18

19 **（9）法的支援、司法手続に関する支援**

20 **【現状】**

21 ○保護命令の実施

22 「配偶者暴力防止法」では、配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、
23 名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（「身体に対する暴力等」
24 という。）を受けた者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、その生命

1 又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、①被害者、被害者の子、被害
 2 者の親族等への接近の禁止、②被害者、被害者の子への電話等の禁止等の接近禁止等
 3 命令を、また、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後
 4 に、更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受
 5 けるおそれ大きいとき、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令
 6 等を被害者の保護を図るため、裁判所が加害者に対して、保護命令を出すことができ
 7 るようになっている。

8 ○制度利用に消極的

9 被害者の中には、保護命令申立てや離婚手続等、司法手続の知識を十分に持って
 10 なかったり、加害者と対峙するかもしれないという不安から制度利用に消極的であ
 11 る者もいる。

12 ○配偶者暴力相談支援センターでの支援

13 配偶者暴力相談支援センターでは、被害者が保護命令を申し立てるに当たり、関係
 14 書類の作成についての指導助言や裁判所への同行を行うなど、被害者が安心して制
 15 度を利用できるよう対応している。

16 ○警察における対応

17 警察においては、保護命令発令の通知を裁判所から受けた場合は、被害者と連絡を
 18 取り、被害者の意向を確認してその住居を訪問したり、電話等の方法により加害者か
 19 らの更なる危害を防止するための防犯指導等を教示している。また、加害者に対して
 20 は署に招致する等して保護命令の内容の説明を行い、保護命令を遵守するように指
 21 導し、違反した場合は検挙等厳正に対処することを警告している。

22
 23 **【課題】**

24 ○被害者保護の徹底

25 被害者が司法手続を行うに当たり、十分な支援体制と被害者保護の徹底が求めら
 26 れている。

27 ○保護命令についての不服申立

28 一部の加害者については、保護命令についての不服申立てをする者もいることか
 29 ら、保護命令の内容について詳細に説明を行い、違反がないように厳重に指導警告等
 30 を行う必要がある。

31
 32 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
① 配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令制度の利用等に関する支援の推進	<p>配偶者暴力相談支援センターにおいては、嘱託弁護士による法律相談や、被害者の保護命令申立てに当たっての指導助言、裁判所への同行等の支援を行います。</p> <p>裁判所から保護命令発令の通知を受けた際には、被害者に対して発令後の留意事項等について情報提供等の支援をします。また、警察に対して、被害者の安全確保に必要な情報</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)</p> <p>警察本部 人身安全対策課</p>

	を提供するとともに、警察から、加害者の状況等に関する情報の提供を受け、警察と連携を図って、被害者の安全の確保に努めます。	
② 警察における被害者の保護対策の徹底	保護命令事案において、被害者に対して防犯指導の教示等被害者との連携を密にして保護対策を徹底するとともに、加害者については保護命令の内容の説明を行い、保護命令を遵守し違反のないように指導し、違反した場合は検挙等厳正に対処することを警告します。	警察本部 人身安全対策課
③ 関係機関等における法律相談等の支援制度の周知	関係機関が提供している法律相談等について被害者に情報提供します。また、日本司法支援センター（法テラス）における民事法律扶助制度など、被害者が司法手続を進める上で支援となる制度の周知に努めます。	関係各課
④ 子への接近禁止命令への対応	子に対する接近禁止命令制度の趣旨及び概要等について、教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ります。被害者に対しては、同居する子どもに対する接近禁止命令が発令された場合には、その旨を教育委員会及び学校、保育所等に申し出るよう促し、申出のあった場合には当該機関において適切に対応します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 （女性相談所）

基本目標 4 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働

配偶者等からの暴力の防止や被害者の多様なニーズに効果的に対応するためには、国及び市町村をはじめ、関係機関や民間団体等と緊密な連携を図ることが必要です。

(1) 施策調整機能の強化

【現状】

○被害者支援に関わる関係機関

配偶者等からの暴力への対策、被害者の保護及び支援等に当たっては、被害者が必要としている援助の内容により複数の機関が関わっていることから、2006(平成18)年度に、県、市町村、国及び民間団体等の関係機関・団体等で構成する、沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議を設置し、連携を図っている。

○個別の調整会議

個々の事例の必要に応じて、沖縄県配偶者暴力相談支援センター又はその他の機関が呼びかけ、関係機関による調整会議等を行っている。

【課題】

○機能・支援策の調整

配偶者等からの暴力の防止や被害者の多様なニーズに応じるためには多くの関係機関が有機的に連携し、それぞれの機能・支援策が効果的に果たされるよう調整を図ることが求められる。

○協議会の法定化

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)により、都道府県では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関等により構成される協議会を組織することとなっている。

○ネットワークの確立

関係機関による調整会議等既存のネットワークとの連携が求められている。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
①法定協議会における協議	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するに当たり、関係機関等との連携及び協力を図る場として、沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡協議会(仮称)を設置し、被害者に関する情報やその他被害者の保護を図るために必要な情報の交換や支援の内容に関する協議を行います。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課

② 沖縄県配偶者暴力相談支援センターを中心とした調整会議の開催	各配偶者暴力相談支援センターが円滑に機能し、関係機関との調整及び連携がとれるように沖縄県配偶者暴力相談支援センターを中心とした調整会議を開催します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)
---------------------------------	--	-----------------------------------

1

2 (2) 職務関係者の資質向上

3 【現状】

4 ○職務関係者に求められるもの

5 配偶者等からの暴力被害者を支援するに当たっては、その安全確保を前提として、
6 被害者を取り巻く現状及び問題の総合的な把握、被害者の意思の尊重やプライバシーの保護、
7 不適切な対応による二次的被害の防止や相談を受ける際の具体的な面接技術等、
8 職務関係者には多くのものが求められている。

9

10 【課題】

11 ○知識・技能の習熟

12 それぞれの機関が担う役割の違いによって、被害者に適切に対応するための個別
13 の知識・技能を習熟していくことが必要である。

14

15 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
①相談・支援指針等の活用	被害者から相談を受ける際の基本姿勢、支援のあり方等について、国において策定される相談・支援指針等を活用し、相談・支援の質の向上に努めます。 再掲：2－(2)相談体制・対応の充実－⑥	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)
②職務関係者への研修	被害者からの相談に直接対応する婦人相談員や、市町村担当者、その他職務関係者に対し、配偶者等からの暴力の特性を理解するための研修やカウンセリング研修、不適切な対応による二次的被害が生じることのないよう配慮するための体系的な研修を実施し、質の高い支援の維持・向上を図ります。また、研修の場においては、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実践的な知識や留意点、関連する法制度について幅広く情報を提供します。 再掲：2－(2)相談体制・対応の充実－⑦	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課

③ 警察における適切な対応の徹底	被害者からの相談に対応する職員や、配偶者暴力・ストーカー事案担当者等に対し、相談を受けるときの基本姿勢、配偶者等暴力事案の特性等及び相談、援助措置の申出を受けたときの適切な対応等について研修を行います。 再掲：2－（2）相談体制・対応の充実－⑧	警察本部 人身安全対策課
------------------	---	-----------------

1

2 (3) 民間団体との協働

3 【現状】

4 ○民間団体等による被害者支援

5 現在、被害者の自立に向けた取組に対して、民間団体からの支援金が活用されてい
6 る。

7 ○被害者支援の活動を行う民間団体

8 現在、被害者の当事者団体については、自助グループも含めて未だ結成されてい
9 ない。

10 ○被害者の更生を支援する団体

11 加害者対策については、加害者の更生を支援する団体は少ない。

12

13 【課題】

14 ○民間団体等との連携・協力

15 被害者の保護及び支援に当たっては、被害者の多様なニーズに応じるため、市町村
16 や公的な機関との連携はもとより、被害者支援の活動を行う民間団体やボランティ
17 ア等との連携・協力が欠かせない。

18

19 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
① 民間団体との協働による事業実施	被害者支援や加害者対策に関する各種事業の委託や、民間施設への被害者の一時保護委託等、民間団体との協働による事業実施を推進します。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
② 民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ	地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員等に対し、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりに関する啓発資料の配布や研修等を実施し、地域からの被害者の発見や通報についての協力を求めます。 再掲：2－（1）発見・通報－②	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課 福祉政策課

③ 医療機関等との連携・協力	<p>配偶者暴力防止法第6条の趣旨を踏まえ、医療関係者向けの資料を作成及び配布し、医療関係者が被害者の発見、通報において積極的な役割を果たすことができるように支援します。また、医療機関等が組織的に取り組めるような支援を行うとともに、当該機関との連携及び協力を図ります。</p> <p>再掲： 2 - (1) 発見・通報-③</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)</p> <p>保健医療部 保健医療総務課 医療政策課</p> <p>病院事業局 県立病院課</p>
④ 民間団体、自助グループの形成や継続に対する支援等	<p>被害者支援を行う民間団体やボランティア等に対して、その活動を支援するための情報提供等を行います。地域の実情に応じて、被害者へ自助グループの情報提供を行います。また、グループの形成や継続に対する支援を行います。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 (女性相談所)</p>

1

2 (4) 苦情の適切かつ迅速な処理

3 【現状】

4 ○ 苦情への対応

5 各職務に関して寄せられた苦情については、当該機関においてそれぞれで対応し
6 ている。

7 県の対応に関する県民からの苦情を中立公正な立場で処理する機関として県行政
8 オンブズマンが設置されている。

9

10 【課題】

11 ○ 苦情への適切な対応

12 苦情等に対しては組織として対応し、処理する体制を整える必要がある。

13

14 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
① 各機関における苦情処理の体制整備	<p>各機関において、被害者が気軽に意見を言えるような雰囲気づくりを目指します。また、申立てのあった苦情に関しては、組織として対応し、それを誠実に受け止め、適切かつ迅速な処理に努めます。苦情に対する処理結果については、可能な限り苦情を申し出た被害者に説明を行い、関係者に周知します。</p>	<p>関係各課（関係機関）</p>

② 行政オンブズマンの活用	県行政オンブズマンと連携し、県の対応に関する県民から寄せられた苦情に対し、適切かつ迅速に対応します。	関係各課（関係機関）
---------------	--	------------

1